

## 入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募します。

令和7年4月12日

秋田市長 沼谷 純

### 1 入札に付する事項

(1) 業務名（業務内容については仕様書参照）

秋田市太平山自然学習センター食事提供業務委託

(2) 履行場所

秋田市太平山自然学習センター

（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）

(3) 履行期間

令和7年5月13日から令和8年3月31日までとする。

(4) 入札参加要件

ア 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有する者であること。

イ 事業所内に栄養士又は管理栄養士を配置していること。

ウ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規程により、令和3年5月31日までに飲食店営業（仕出し・弁当）又は令和3年6月1日以降に飲食店営業もしくはそうざい製造業の許可を受け、かつ、半年以上継続した営業実績を有すること。

エ 市税に滞納がある者ではないこと。

オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

キ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではない

こと。

## 2 入札に関する事項

### (1) 日時

令和7年4月25日（金）午前10時

### (2) 場所

秋田市太平山自然学習センター 図書スペース

（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）

### (3) 入札保証金および契約保証金（過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除）

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上

イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上

### (4) 契約日

落札が決定した日から令和7年5月1日（木）まで

### (5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

ウ 入札書には、朝食、昼食および夕食の各区分における1食当たりの金額を記載し、最も安価であった者を落札者とする。ただし、各区分において安価の業者が各々であった場合は、全食の合計金額で最も安価な業者の単価で決定する。

エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を2回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに

くじにより落札者を決定する。

なお、くじ引きは辞退できないものとする。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任するときは、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押印すること。

### 3 入札参加申込みに関する事項

#### (1) 受付期間

令和7年4月12日（土）から同月18日（金）までとする。

#### (2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

#### (3) 受付場所

秋田市太平山自然学習センター 事務室

(4) 提出書類（以下「申込書等」という。各証明書類は、令和7年1月1日以降に取り寄せたものであること。

なお、提出時は写しでも可とする。）

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 配置資格者確認書（様式2）

ウ 業務実績調書（様式3）

エ 誓約・同意書（様式4）

オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行）

#### (5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

### 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知

を送付する。

(2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、令和7年4月23日(水)までに電子メール等により送付する。

## 5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

(4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）